

津市避難行動要支援者名簿情報の提供について

1 趣旨

津市では、平成２３年から「津市災害時要援護者登録制度」を設け、本人同意の上で、自主防災組織や自治会等の関係者に名簿情報を提供しています。

そのような中、平成２５年６月には災害対策基本法（以下「法」という。）が改正され、高齢者や障がい者等の災害時に特に配慮を要する者の名簿作成が市町村に義務付けられるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、名簿情報を消防機関や民生委員等の避難支援等関係者へ提供できるよう規定が設けられました。

なお、法改正によっても、平時から名簿情報を避難支援等関係者へ提供することについては、本人からの同意が必要であることから、避難支援対策をより実効性のあるものとするため、本人から名簿情報提供に係る拒否の意思表示がない限り、平時から当該名簿情報を避難支援等関係者に提供し、災害時に万全を期するため名簿情報の提供に関する条例を制定します。

2 定義

- (1) 避難行動要支援者 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいいます。
- (2) 避難支援等 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいいます。
- (3) 避難行動要支援者名簿 避難支援等を実施するための基礎とする名簿をいいます。
- (4) 名簿情報 避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報をいいます。
- (5) 避難支援等関係者 避難支援等の実施に携わる関係者として、津市地域防災計画で定めるものをいいます。

3 避難行動要支援者の範囲

津市地域防災計画に定める避難行動要支援者の要件に該当する者とします。

4 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者に対する避難支援等が円滑に行われるため、避難行動要支援者名簿を作成します。

(1) 避難行動要支援者名簿に掲げる事項

氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項とします。

(2) 避難行動要支援者名簿の記載内容

正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

5 名簿情報の提供

(1) 平時からの提供

市長は、災害の発生に備え、名簿情報を平時から避難支援等関係者に提供します。

(2) 名簿情報の提供拒否

市長は、避難行動要支援者が、名簿情報の提供を拒否する場合は、名簿情報を提供することができません。

(3) 災害発生時等の提供

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができます。

6 名簿情報に係る管理状況の検査

市長は、避難行動要支援者名簿の取り扱いについて、必要があると認めるときは、名簿情報の管理に関して報告を求め、又は、管理状況を検査します。

7 名簿情報の漏えいの防止のための利用及び提供の措置

名簿情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとし、避難支援等の用に供する目的以外のために、自ら利用し、又は他の者に提供できません。

8 守秘義務

名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとします。

9 個人情報の漏えい等の対応

個人情報の漏えい、滅失、毀損若しくは改ざんが生じ、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかに市長に報告しなければなりません。

10 今後の対応について

(1) 平成 27 年 2 月 20 日

（仮称）津市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例（案）に関するパブリックコメントを実施

(2) 平成 27 年 5 月

パブリックコメント結果の公表

(3) 平成 27 年 6 月

（仮称）津市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例（案）を市議会へ提出

○災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）抜粋

（避難行動要支援者名簿の作成）

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

（名簿情報の利用及び提供）

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和

二十六年法律第四十五号) 第百九条第一項 に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

○津市地域防災計画【風水害等対策編】抜粋

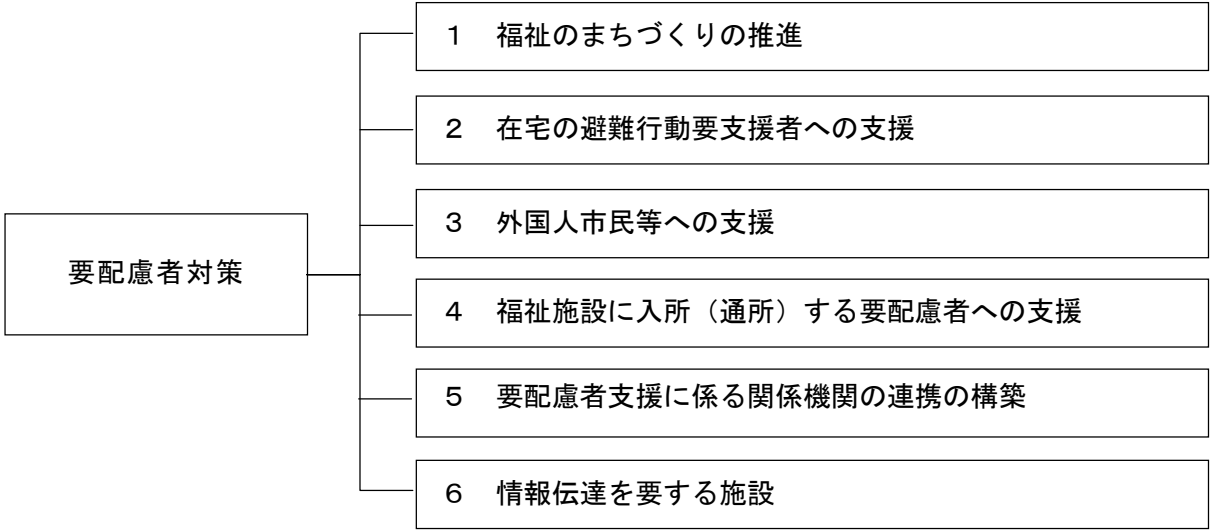
第 2 編 災害予防計画

第 1 章 災害に強いまちづくり

第 1 節から第 6 節まで略

第 7 節 災害時における要配慮者への対策

○ 避難行動要支援者等の要配慮者の把握と、その配慮を行った施設や環境の整備を行うとともに、地域ぐるみの支援体制づくりを推進します。



1 福祉のまちづくりの推進（健康福祉部、危機管理部、政策財務部、建設部、都市計画部）

略

2 在宅の避難行動要支援者への支援（健康福祉部、危機管理部、市民部）

(1) 避難行動要支援者

要配慮者については、災害発生時に適切な避難ができるよう十分留意する必要があります。

特に、以下の要件に該当する者については、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を

要することから、避難行動要支援者として位置づけ、その情報の把握と、必要な支援対策を講じます。

避難行動要支援者の要件

- ・ 65歳以上のみの世帯に属する者で、介護保険の要支援または要介護認定を受けている者
- ・ 介護保険の要介護認定を受けている者で、要介護3以上の認定を受けている者
- ・ 身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分が第1種である者
- ・ 療育手帳（A1、A2）の交付を受けている者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳（1級、2級）の交付を受けている者
- ・ 障害者総合支援法の障害福祉サービス（同行援護、行動援護）を受けている難病患者
- ・ その他市長が必要と認める者

(2) 支援体制

ア 市の推進体制

健康福祉部、危機管理部、市民部等関係部局が連携し、避難行動支援者対策について、普及周知及び支援などを行います。

また、関係部局は、平常時の業務と係りの深い避難支援等関係者と必要な連絡調整を行います。

イ 避難支援等関係者

避難行動要支援者対策の実施にあたっては、災害対策基本法第49条の11第2項に定める避難支援等関係者と情報を共有し、連携を図りながら進めるものとします。

避難支援等関係者は、次のとおりとします。

- (ア) 民生委員・児童委員
- (イ) 津市社会福祉協議会
- (ウ) 自治会
- (エ) 自主防災組織
- (オ) 消防団

(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び管理

ア 名簿の作成

(ア) 避難行動要支援者の情報収集

関係部局は、名簿の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を収集します。

また、名簿の作成に必要があると認めるときは、災害対策基本法の規定に基づき、関係都道府県知事その他の者に対し、保有する避難行動要支援者に関する情報の提供を求めます。

(イ) 名簿の作成

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次の情報を掲載します。

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 住所又は居所

- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援等を必要とする事由
- ・その他避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

イ 避難支援等関係者への名簿情報の提供

(ア) 平常時における名簿情報の提供

災害の発生に備え、名簿情報の提供を拒否する場合を除いて、平時から避難支援等関係者に名簿情報を提供するものとします。

(イ) 災害発生時の名簿情報の提供

災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供を行うものとします。

ウ 避難行動要支援者名簿の更新

(ア) 関係部局は、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報について、毎年更新を行うものとします。

(イ) 市は、更新した名簿を、提供を行った避難支援等関係者に送付するものとします。

エ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

名簿の作成、管理、平常時並びに災害発生時における名簿の提供に際しては、個人情報保護法及び津市個人情報保護条例の規定に基づき、適切な情報の管理を行うものとします。

オ 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が、名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、避難準備情報及び避難勧告等の発令及び伝達に当たっては、以下のことに配慮するものとします。

- ・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより一人一人に的確に伝わるようにすること。
- ・同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。
- ・高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと。

カ 避難支援者及び避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の避難支援を行う際、避難支援等関係者等の安全確保に十分な配慮を行うよう、予め様々な機会を通じて啓発に努めるものとします。

キ 避難行動要支援者の避難行動支援全体計画

市は、平成25年8月に国が定めた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者の避難行動支援全体計画を策定します。

(1) 全体計画

- ア 避難行動要支援者、避難支援等関係者
- イ 市及び地域の推進体制
- ウ 避難行動要支援者名簿の作成、共有及び活用
- エ 平常時及び災害時における市及び地域等の取り組み
- オ 避難場所、避難所、福祉避難所及び避難経路
- カ 普及促進

(2) 個別計画

全体計画に基づき、避難行動要支援者は個々の避難計画を作成します。災害時の避難の際は避難支援者及び避難支援等関係者の支援が最も重要であるため、避難支援者及び避難支援等関係者等の協力を得ながら作成し、避難支援者及び避難支援等関係者は個人情報の取り扱いについて十分配慮するものとします。

3 外国人市民等への支援（危機管理部、市民部）

略

4 福祉施設に入所（通所）する要配慮者への支援（健康福祉部）

略

5 要配慮者支援に係る関係機関の連携の構築（健康福祉部）

略

6 情報伝達を要する施設（危機管理部）

略